

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に関する意見募集の結果について

平成29年2月28日  
個人情報保護委員会事務局  
金融庁総務企画局企画課調査室

個人情報保護委員会及び金融庁においては、昨年12月15日（木）から本年1月13日（金）まで、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して26の個人又は団体から延べ150件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する個人情報保護委員会及び金融庁の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（本年5月30日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、個人情報保護委員会及び金融庁の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。